

第2回八街市農業委員会総会

平成23年2月21日

八街市農業委員会

平成23年第2回農業委員会総会

平成23年2月21日午後3時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 加藤孝一 | 8. 長澤恒幸 | 15. 荻嶋 勲 |
| 2. 吉野光輝 | 9. 小出幹夫 | 16. 鈴木勝雄 |
| 3. 鴨志田 進 | 10. 鶴澤 敏 | 17. 山本重文 |
| 4. 中嶋則夫 | 11. 小川 寛 | 18. 三須裕司 |
| 5. 中川利夫 | 12. 落合健一 | 19. 中田真司 |
| 6. 山本紀市 | 13. 立崎義久 | 20. 関口芳秀 |
| 7. 森 邦央 | 14. 林 和弘 | 21. 関端 旭 |
| | | 22. 川野 繁 |

2. 欠席者

なし

3. 事務局

事務局長	藤崎康雄	主査補	山内裕義
主査	梅澤孝行	主事補	唯 望

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（市許可）
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地公売買受適格者証明の交付について（農地法第3条・市許可）
- 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

5. その他

- 報告第1号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について
- 報告第2号 TPP交渉参加反対への取り組みについて

藤崎事務局長
川野会長

開会を宣す。（午後3時30分）
平成23年第2回の総会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。
やはり、2月も半ばを過ぎますと、春が間近いのかなという感がいたしてまいりました。
また、先日のエジプト研修旅行に対しては、皆さん、ご協力ありがとうございました。

た。先日帰ってきて、後で考えてみますと、間一髪というところで、無事に帰ってきたということで、胸をなでおろしたようでございますが、本当によかったなと、つくづく思っております。

研修の際に、向こうの農地を見学したときに、1千町歩の経営を400人でやっているという、ブドウ園や野菜のハウスなんかを見てまいりましたけれども、あの土地を見ると、八街の土地は世界一だなという感じで、やはり農地を大事にしなくてはならないなと、つくづく考えられました。

これからも、皆様と協力して、八街の農業を守っていかなきゃならないと、皆様方もそう思ったのではなかろうかと思っております。

さて、今月の案件につきましては、3条、5条本体で12件、公売買受適格者証明1件、農用地利用集積計画の承認が4件、農地法施行規則第32条に関する届出1件、TPP交渉の参加反対への取り組みについてと、合わせまして19件が提出されております。慎重審議をお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。

ただいまの出席委員は22名です。したがって、この総会は成立いたしました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長お願いいたします。

藤崎事務局長

それでは、会務報告をいたします。

1月23日、日曜日から1月28日、金曜日まで、先ほど会長の方からも報告がございましたが、農業委員による視察研修がございました。川野会長以下、委員15名、17期の菅谷元委員、私が出席いたしました。

1月27日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査を実施いたしまして、担当委員は落合委員、荻嶋委員、立崎委員出席のもと実施いたしました。

2月7日、月曜日。午後1時30分から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを実施いたしまして、担当委員は関端副会長、鶴澤委員出席のもと実施いたしました。

2月8日、火曜日。午後1時30分から農業振興地域整備促進協議会が市役所の第1会議室で開催されまして、関端副会長、事務局の山内主査補、森主査補が出席しております。

2月9日、水曜日。これは午後から農業者年金の加入推進戸別訪問ということで、山田台、四木方面を推進に行ってまいりました。担当委員は関端副会長、森委員、事務局の梅澤主査、唯主事補でございます。

同じく2月14日、月曜日。これは午前・午後にわたりまして、農業者年金加入推進戸別訪問を西林、東吉田方面を実施いたしました。担当委員は山本紀市委員、荻嶋委員、事務局の梅澤主査、唯主事補が出席いたしました。

2月15日、火曜日。これは、午後から農業者年金加入推進戸別訪問を2班体制で実施いたしまして、地区としては住野、榎戸、沖地区を実施いたしました。担当委員

は加藤委員、小川委員、林委員、事務局といたしましてJAの職員、梅澤主査、唯主事補、私が出席いたしました。

2月16日、水曜日。午後1時30分から、この日は部会の現地調査の日でしたが、部会案件がなかったために、転用事実確認現地調査のみ実施いたしました。担当委員は小出副部長、落合委員、森委員出席のもと実施いたしました。

2月17日、木曜日。午前10時から北総中央用土地改良区理事会が市の総合保健センターで開催されまして、川野会長が出席しております。

以上でございます。

川野会長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、議長からのご指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長 異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号21番の関端副会長、1番の加藤委員にお願いいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、市許可分を議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、市許可分についてご説明いたします。

議案書の3ページをごらんください。

番号1、区分売買、所在文違字宮ノ下、地目畑、面積49平方メートル。権利者事由につきましては、隣接地がすべて自己所有地のため、当該申請地を取得し、農業経営の利便性を図りたい。義務者事由につきましては、農業をしていないため、売却したいとのことであります。

次に、番号2、区分売買、所在八街字宮ノ後、地目畑、面積7千933平方メートル。権利者事由につきましては、経営規模拡大のため。義務者事由につきましては、農業をしていないため、売却したいとのことであります。

以上です。よろしく申し上げます。

川野会長 議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、中川委員、お願いいたします。

中川委員 議案第1号1番、農地法第3条の申請に関わる調査報告について報告します。

申請地は市役所より北に約2キロメートル。境界はわかりません。わかりませんという理由は、権利者の宅地を測量士によって実測していたところ、発覚したものであります。現状は、権利者の宅地の中で、育苗ハウス、堆肥置場になっております。進入路は市道より確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具は、2トントラック、2トン車1台、軽トラ1台、トラクター2台、キャロベスター1台。農業に関わる農機具は、ほとんど所持しております。

労働力は、権利者及び世帯員が3名で、年間農作業従事日数は権利者が250日、世帯員が250日。また、技術力もあり、面積・要件についても下限面積の50アールをクリアしております。

現在所有する農地の状況は、すべて効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上の内容から、権利者及び世帯員等は、権利取得後、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めたすべての農地について、効率的に利用することを認められますので、本案件は農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしているということで、許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

川野会長
山本紀市委員

続きまして、2番、山本紀市委員お願いいたします。

議案第1号2番、農地法第3条申請に関わる調査結果について報告します。

申請地については、位置は市役所より西方面に約5キロメートルの位置にあります。境界は石杭が打たれ、はっきりしていました。現況は、もう権利者が耕作しています。進入路は市道に面して確保されています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具は、耕運機5台、トラクター5台、トラック3台、田植え機1台、コンバイン1台です。

労働力は権利者及び世帯員が4名で、年間農作業従事日数は権利者が330日、世帯員が平均で190日ずつ。また、技術力もあり、面積・要件についても下限面積の50アールをクリアしております。

現在所有する農地の状況は、すべて効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他、参考となる事項としては、権利者は認定農業者です。また、権利者の土地と申請地は10分あまりでございます。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が、権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めたすべての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしているということで、許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

川野会長

では、地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。
質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしと認め、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から5番までを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から5番について説明いたします。

番号1、区分売買、所在八街字立合松北、地目畑、面積430平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、富里市に居住しているが、建物が古く、土地も手狭なため、妻の両親の老後のことを考えて、実家に近い当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号2、区分売買、所在八街字三角地、地目畑、面積281平方メートル。転用目的、駐車場用地。現在、申請地の隣接地にテニスコートを所有し、そこで近隣の住民にテニスの講習会を開いているが、駐車場がなく、不便が生じているため、当該申請地を駐車場として利用したい。

なお、本件については、議案第2号3番に関連しております。

番号3、区分使用貸借、所在八街字三角地、地目畑、面積124平方メートル。転用目的、通路用地。上記申請地への通路として利用したい。

なお、本件は議案第2号2番に関連しております。

番号4、区分売買、所在八街字三角地、地目畑、面積40平方メートル。転用目的、駐車場用地。現在、申請地の隣接地で貸家事業をしているが、住民から駐車場が欲しいと要望があったため、当該申請地を駐車場として整備し、貸し付けたい。

番号5、区分売買、所在富山字富山、地目畑、面積198平方メートル。転用目的、宅地拡張用地。現在、申請地の隣接地に家族5人で居住しているが、駐車場スペースや庭が手狭なため、当該申請地を宅地として拡張したい。

以上です。

川野会長 議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

鈴木部長 1番、鈴木部長、お願いいたします。

鈴木部長 それでは、1番。立地基準ですが、申請地は市役所から北へ国道409号線を約4キロメートル行きまして、そこから県道を通り、市道を約2キロメートルのところです。この場所は毎回、出ているところで、ほとんど住宅地の一角という形で、周りの農地は全部、義務者のもので、不在地主であります。そういう点で、農地法でいえば第2種農地になっております。

計画面積の妥当性ですけれども、500平方メートル以下であるから、妥当だと思います。

資力ですけれども、全部借入金で建てるそうです。

建物の面積ですが、平屋建てで97.71平方メートルでありますし、その辺も妥当だと思います。

雑排水等は浄化槽を設けまして、自然蒸発散だそうです。上水道は全部自家水道でやりますし、この場所ともろもろが何年もかかって、もう10年以上、ぽつぽつと自分で処分して買い手が付いたら処分するという形で、まだまだかなり面積が残っていますけれども、道路指定位置もされていますので、何ら問題ないと思います。

以上です。

川野会長 2番、3番、4番、5番は、鶴澤委員をお願いいたします。

鶴澤委員 それでは、2番、3番、4番、5番の調査報告をいたします。

2番、3番は関連していますので、一緒に報告をさせていただきます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から北西方向、約1.1キロメートルに位置し、公衆用道路を利用すれば、八街市道に接しており、進入路は確保されております。農地性としては、用途地域内の農地ですので、第3種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請が駐車場用地及び通路用地であり、それぞれ281平方メートルと124平方メートルであり、面積妥当と思われます。

資金は自己資金にて賄う計画です。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障をなすものはありません。

次に、隣接に対しての被害防除対策ですが、計画では、50センチから80センチの盛土を行い、碎石を15センチ敷き、周囲に土留めをします。進入路はアスファルト舗装を行います。上水は使用せず、汚水・雑排水は出さず、雨水は自然浸透させます。この計画を隣接所有者に確認したところ、話を聞いて納得しているとのことですので、よって、隣接農地の営農状況に支障を来すことはないと思われます。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準とも問題ないと思われます。

続いて、4番の調査報告をいたします。

立地基準ですが、申請地は市役所から北西方向に約1.1キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、用途地域内の農地ですので、第3種農地と判断しました。

一般基準ですが、本申請が駐車場用地であり、40平方メートルは面積妥当と思われます。資金は自己資金にて賄う計画になっております。申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、隣接に対しての被害防除対策ですが、現地盤に碎石を敷くだけであり、土砂の流出はありません。上水は使用せず、汚水・雑排水は出さず、雨水は自然浸透させます。隣接農地所有者は、義務者のみで問題ありません。

また、土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、本案件は問題ないと思われま

す。続いて、5番です。申請地は市役所より西方向に約1.3キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、第2種農地と判断しました。

今回の申請が宅地拡張用地ということですので、代替性はないと思われま

す。次に、一般基準ですが、本申請は宅地拡張用地であり、面積198平方メートルは既存の宅地198.37平方メートルと合わせても396.37平方メートルであり、面積妥当と思われます。資金は自己資金と借入金で賄う計画です。申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

隣接に対しての被害防除対策ですが、ブロックを積み、土砂の流出を防ぐ計画です。雨水は敷地内自然浸透させます。また、隣接農地所有者は、義務者のみで問題ないと思われま

す。また、申請地は土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、問題ないと思われま

す。以上で報告を終わります。

川野会長 地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長 質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、1番については、原案のとおり許可相当で決定いたします。

次に、2番、3番については、関連でございますので、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、2番、3番については、許可相当で決定いたします。
次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、4番については、許可相当で決定いたします。
次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、5番については、許可相当で決定いたします。
次に、6番から10番までについてを議題といたします。
事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補 それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、6番から10番までについて、ご説明いたします。

番号6、区分使用貸借、所在八街字大清水、地目畑、面積425平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、アパートに居住しているが、両親の老後のことを考えて、実家に近い当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号7、区分使用貸借、所在大木字大富向、地目畑、面積495平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積2千385平方メートル。転用目的、長屋住宅3棟用地。アパート経営により安定した収入を得たい。

なお、本案件については、1千平方メートル以上の土地に対する建築行為となります。この場合、本市においては、開発行為に該当することから、都市計画法との調整が必要となりますので、その旨の意見を付すことが妥当となります。

番号8、区分売買、所在大木字北大富向、地目畑、面積376平方メートル。転用目的、宅地分譲1区画用地。宅地分譲1区画の造成、販売。

番号9、区分売買、所在大木字北吉山、地目畑、面積37平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積384平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、申請地の隣接地に家族6人で居住しているが、建物が古く、手狭で不便が生じているため、当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号10、区分売買、所在上砂字大外野、地目畑、面積97平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積336平方メートル。転用目的、貸社員寮兼事務所用地。現在、新聞販売業を営む会社の役員をしているが、申請地付近の区域にて業務の拡大を図るため、社員寮兼事務所を建築し、会社に貸し付けたい。

以上です。

川野会長 議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。
6番から9番までは、私の担当でございますので、私から報告いたします。

まず、番号6番でございますが、立地基準ですが、申請地は市役所から東へ約1キロメートルに位置しております。県道から既存道路を使うことによって、進入路は確保されております。現地調査した結果、農地区分としては、用途区域内にある農地でありますので、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということでございますが、申請面積は425平方メートルであり、事業計画との関係については、面積妥当と思われるます。資金は借入金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われるます。周辺農地への支障は、隣接農地所有者には説明済みです。問題はないものと思われるます。

また、申請地は土地改良受益地ではございません。

以上のことから、立地基準・一般基準とも、何ら問題ないものと思われるます。

以上、調査報告を終わります。

続いて、7番について調査報告をいたします。

立地基準ですが、申請地は市役所から南へ約1.1キロメートルに位置しております。市道に面しており、進入路は確保されております。現地調査した結果、農地区分としては、用途区域内にある農地でありますので、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は長屋住宅3棟用地ということでございますが、申請面積は2千385平方メートルであり、事業計画との関係においては、面積は妥当と思われるます。資金は借入金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われるます。

周辺農地への支障は、隣接農地所有者に説明済みで、特に意見はないものとのことでございますので、問題はないものと思われるます。

申請地は、土地改良受益地ではありません。

以上のことから、立地基準・一般基準ともに何ら問題ないものと思われるます。

以上、報告を終わります。

議案第2号8番について調査報告をいたします。

立地基準ですが、申請地は市役所から南へ約1キロメートルの位置であります。市道に面しており、進入路は確保されております。現地調査した結果、農地区分としては、用途区域内にある農地でありますので、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請地は宅地分譲1区画用地ということでございますが、申請面積は376平方メートルであり、事業計画との関係において、面積妥当と思われるます。資金は自己資金にて賄う計画です。許可後は速やかに申請内容の事業に着手するものと思われるます。

周辺農地への支障は、隣接農地所有者には説明済みで、特に問題はないと思われるます。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

以上のことから、立地基準・一般基準ともに何ら問題はないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

次に、議案第2号9番について調査報告をいたします。

立地基準ですが、申請地は市役所から南東へ約1.1キロメートルに位置しており、市道に面しており、進入路は確保されております。現地調査した結果、農地区分としては、用途区域内にある農地でありますので、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、申請地は専用住宅用地ということですが、申請面積は384平方メートルであり、事業計画との関係においては、面積妥当と思われます。資金は自己資金と借入金にて賄う計画で、許可後は速やかに申請内容の事業に着手するものと思われます。

周辺農地への支障は、隣接農地所有者は申請者だけでございます。特に問題はないと思います。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

以上のことから、立地基準・一般基準ともに何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

続いて、10番、山本重文委員、お願いいたします。

山本重文委員

議案第2号10番の調査報告をいたします。

立地基準ですが、市役所より南へ約9キロメートル、市道2-17号線に接しています。この土地は40数年前に、この市道を作る際に分断された土地でございまして、従来の判断からすると、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、申請地の計画面積は適当と思われます。資金は自己資金。遅延なく申請に関わる農地を申請に関わる用途に供する見込みということで、あります。それから、小作人等はございません。

周辺農地の営農条件への支障ですが、雨水が敷地内処理、汚水・雑排水が小型合併浄化槽にて処理、既設前面U字溝に放流、上水道は井戸。

防災計画ですが、工事中は交通整理員を配置するなど、近隣の交通に支障が出ないように注意するという事です。

周辺農地の被害防除はブロックを設置するので、雨水、土砂等の流出はないということ。

また、隣接農地は数年前に埋め立てをして、ちょっと高くしてあるので、そちらに流れるということはありません。

それから、隣接所有者への説明ですが、確かに聞いているということで、同意したということを確認いたしました。

以上のことから、立地基準・一般基準とも問題ないと判断いたしました。

- 川野会長 以上、報告を終わります。
- 川野会長 地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。
ございませんか。
- （「質疑なし」の声あり）
- 川野会長 質疑なしと認め、質疑を打ち切り、お諮りいたします。
- 川野会長 議案第2号6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
- （挙手全員）
- 川野会長 挙手全員でありますので、6番については、許可相当で決定いたします。
- 川野会長 次に、7番について、都市計画法との調整を条件に、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
- （挙手全員）
- 川野会長 挙手全員でありますので、7番については、都市計画法との調整を条件に、許可相当で決定いたします。
- 川野会長 次に、8番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
- （挙手全員）
- 川野会長 挙手全員でありますので、8番については、許可相当で決定いたします。
- 川野会長 次に、9番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
- （挙手全員）
- 川野会長 挙手全員でありますので、9番については、許可相当で決定いたします。
- 川野会長 次に、10番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
- （挙手全員）
- 川野会長 挙手全員でありますので、10番については、許可相当で決定いたします。
- 川野会長 次に、議案第3号、農地公売買受適格者証明の交付について、農地法第3条・市許可分を議題といたします。
- 梅澤主査 事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。
- 梅澤主査 議案第3号、農地公売買受適格者証明の交付について、農地法第3条・市許可分についてご説明いたします。
- 梅澤主査 番号1、所在勢田字押、地目畑、面積3千444平方メートル。申請者事由につきましては、経営規模拡大のため、当該農地を取得したいということでございます。
- 梅澤主査 以上です。よろしく願います。
- 川野会長 議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。
- 川野会長 1番、中嶋委員、お願いいたします。

中嶋委員 議案第3号1番、農地法第3条による農地公売買受適格者証明の交付について、調査結果を報告いたします。

申請地は市役所より南西へ約5キロメートルに位置しております。境界は申請者の畑に隣接をしており、現況といたしましては、申請者が借りており、耕作していません。進入路は申請者の私道に接面しております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。

申請者の所有している主な農機具は、耕運機2台、トラクター2台、トラック3台です。労働力は申請者及び世帯員が3名で、年間農作業従事日数は、申請者が300日、世帯員が300日。また、技術力もあり、面積要件についても下限面積の50アールをクリアしております。

現在、所有する農地の状況は、すべて効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障がありません。

以上の内容から、申請者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めたすべての農地について、効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしているということで、許可相当と判断いたしました。

以上で、調査報告を終わります。

川野会長 地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。
ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

川野会長 議案第3号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

これについて、梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査 ただいま、ご審議いただきました、公売買受適格者証明の交付についてでございますが、今後の事務処理といたしましては、農地法第3条の規定に基づく本申請が提出された場合に、今回の内容と相違がなければ、総会に諮らずに、事務の迅速化ということで、会長専決による許可でよろしいか、ご審議のほどをよろしくお願いしたいと思います。

川野会長 ただいま、事務局からの説明のとおり、今後の事務処理について、変更がなければ、会長専決でよろしいかをお諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

川野会長 異議なしということでございますので、今後の事務処理については、変更がない場合は会長専決として処理いたします。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をしたいと思います。

休憩 午後4時20分

再開 午後4時30分

川野会長 会議を再開いたします。

次に、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査 議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

議案書7ページをごらんください。

八街市長より平成23年2月14日付で、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

最初に、番号1、所在朝日字梅里、地目畑、面積2筆合計で5千949平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借。期間につきましては3年。新規でございます。

次に、番号2、所在朝日字梅里、地目畑、面積2千62平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借。期間につきましては3年。新規でございます。

次に、番号3、所在八街字追分台、地目畑、面積3筆合計で6千737平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借。期間につきましては10年。再設定でございます。

次に、番号4、所在八街字柵形、地目畑、面積4筆合計で3千395平方メートル。利用権の種類につきましては使用貸借。期間につきましては10年。新規でございます。

以上です。よろしく願います。

川野会長 説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号1番、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でありますので、1番、2番については、承認することに決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でありますので、3番については、承認することに決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でありますので、4番については、承認することに決定いたします。

次に、その他に移ります。

報告第1号、農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について、事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補 それでは、報告第1号、農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、所在八街字大塚、地目畑、面積606平方メートルのうち192.25平方メートル。目的、農作業場用地。事業内容、農作業場用地として利用したい。

以上です。

川野会長 これは、報告事項ですので、事務局の説明をもって承認願います。

次に、報告第2号、TPP交渉参加反対への取り組みについてを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査 報告第2号、TPP交渉参加反対への取り組みについてご説明いたします。

お手元に配付の資料の1番と2番をごらんいただきたいと思います。

委員の皆様も既にご存じと思いますが、国が進めているTPP交渉に参加が計画されております。ついては、お手元の資料1番と2番のとおり、TPP参加阻止に向けてTPPの交渉参加反対1千万人署名全国運動及びTPP参加阻止千葉県民集会在が計画されております。

このような状況の中、八街市の農業委員会といたしましても、TPP参加阻止に向けての方向性を決めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

川野会長 今、事務局から説明があったとおり、TPPに対してのご意見のある方はお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長 質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

この件につきまして、農業委員会としては、TPP交渉参加反対の立場で臨むことでよろしいかをお諮りいたします。

反対の立場に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、この件につきましては、反対の立場で臨むことに決定いたします。

梅澤主査 梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査 ただいま、参加反対の立場で決定いたしましたので、つきましては、配付の資料1でございますが、T P P交渉参加反対1千万人署名全国運動にご協力のほどをお願いしたいと思っております。

皆様にお配りの封筒に、農業新聞及びタブロイド版の署名協力のお願いと、署名簿が入っております。

なお、資料1の一番表なんですけれども、当初、署名につきましては、農業委員プラス職員、ですから22名と職員6名分の28名分の資料が千葉県農業会議から送られてきましたが、その後、再度文書が来まして、実は農業委員会の事務局職員による署名運動への取り組みということで、これに関してなんですけれども、農業委員会事務局職員による趣旨説明や依頼等の署名活動については、地方公務員法に抵触するおそれがあるということになりました。要は、第35条の職務専念義務、第36条の政治的行為の制限に抵触するおそれがあるということなので、職員については行わないようにというような文書が来ております。

ただし、一定数の署名を確保するために、農業委員会事務局職員分の署名活動につきましては、農業委員さんが行うようにということでお願いしますということで文書が来ております。

そこで、6人分でございますので、大変申し訳ないんですけれども、部長と副部長、ちょうど合計すると6名いらっしゃいますので、事務局職員分のご署名の方もお願いしたいと思っております。

ですから、部長、副部長につきましては、封筒が2部ありますので、ご了承いただきたいと思っております。

今の署名なんですけれども、資料では最終提出期限が4月25日となっておりますが、できるだけ、次の総会、3月22日の総会までに提出の方をよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、資料2番のT P P参加阻止千葉県民集会の開催についてでございます。3月2日、水曜日、午後1時半から千葉県文化会館にて、県民集会が開催されます。八街市農業委員会には、7名の参加依頼がありました。この件につきまして、会長と協議した結果、班長以上の役員の方にご出席をお願いしたいと思っております。

なお、詳細につきましては、後日、文書にてお知らせいたしますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

川野会長 ただいま、説明がありましたとおり、署名活動及び集会参加にご協力をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

これは、集会に参加は、役員でございますので、3月2日でございます。時間等、詳細は後で連絡いたします。

それで、あと役員で署名活動ですが、これは署名も役員で集めていただくということ
とでお願いします。

藤崎事務局長 役員だけではなくです。署名はほかの人もお願いします。ただ、役員さんはちよっ
と多いということでございます。

川野会長 ひとつ、よろしく皆さんご協力をお願いいたしまして、以上で本日の審議すべき案
件につきましては、すべて終了いたしました。

藤崎事務局長 閉会を宣す。(午後4時40分)

議事録署名人

議 長

2 1 番

1 番